

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	建設監理課
委 託 業 務 名	大津市公共駐車場の認証機更新業務
委託業務場所	大津市浜大津四丁目 1 番 1 号
概 要	明日都浜大津公共駐車場については、本市の施設を利用するために明日都浜大津公共駐車場に駐車した場合、大津市自動車駐車場条例第 5 条に基づき駐車料金の減免を行っている。駐車料金の減免を行う際は、各本市施設に設置している認証機を用いて減免を行っている。今回委託業務は、既設認証機が老朽化していることに加え、故障や不具合等が度々報告されていることから、全ての既設認証機を新機種に更新するもの。
契 約 期 間	令和 6 年 1 0 月 1 7 日 から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 1 0 月 1 7 日
契 約 金 額	4, 8 9 5, 0 0 0 円
契約の相手方	〔所在地〕 京都市南区上鳥羽卯ノ花町 6 番地 〔名 称〕 アマノ株式会社 京都支店 支店長 菊地 浩
契約相手方の選 定 理 由	当該業務は、既設の老朽化した認証機を更新し、精算システムに組込みを行う。 現在、大津市公共駐車場で稼働している精算機器はアマノ株式会社製の製品であり、その機器に含まれる認証機を更新する作業になる。また、大津市公共駐車場の精算等機器について大津市公共駐車場の指定管理者と保守契約を締結しており、今回の機器の更新によって既設のシステムや設備等に影響があった場合は保守契約の中で対応することとなる。以上のことから同社以外の者に委託した場合、既設の設備等の使用や今後の保守に著しい支障が生ずる恐れがあるため、アマノ株式会社京都支店と随意契約するもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。